

## 8. ユーティリティー

ユーティリティーは、電気、水道、下水道、ガス及び、電話について使用契約することを基本とする。

電気は、受電方式（特別高圧電力または高圧電力）、料金及び引き込みについて、今後、電力会社と協議を行い検討する。

水道は、取合い点、使用量及び料金について、今後、印西市担当課と協議を行い検討する。

下水道は、排水管と下水管の接続点、放流水質、放流水量及び料金について、今後、印西市担当課と協議を行い検討する。

ガスは、都市ガスの中圧ガス導管の取合い点、使用量及び料金について、今後、関係機関と協議を行い検討する。

電話は、取合い点、回線数及び料金について、今後、関係機関と協議を行い検討する。

道路幅員は、印西市開発事業指導要綱に基づくとともに、今後、印西市担当課及び関係機関と協議を行い検討する。

## 9. 建設時及び運営時の対応

### 9-1 建設時における運営時の環境及び自然環境への配慮

本事業は、千葉県環境影響評価条例の対象事業となるため、生活環境及び自然環境への配慮を十分に行うとともに、手続き期間と対応を勘案した計画を立案するものとする。

### 9-2 運営時の監視体制

#### (1) モニタリング体制

次期中間処理施設が安全・安定的に操業されている状況について監視する体制として、周辺住民等で組織する協同機関を設置し、排ガス等の自主規制値や操業状況を定期的に確認するなどのモニタリング体制を構築する。

#### (2) 環境測定

運営・維持管理においては、モニタリングポスト等を設置し、常時測定可能な排ガスの測定値を表示するほか、周辺地域における定点観測の実施を念頭に、最大濃度着地地点からの影響範囲を考慮し、観測場所、観測項目等について、今後関係地域住民と協議する。

また、定期測定・定点観測の結果や処理量等の運転実績については、本組合のホームページ上に掲載するなどし、徹底した情報公開に努める。

| 焼却炉排ガス測定値 |      |      |                    |
|-----------|------|------|--------------------|
|           | 1号炉  | 2号炉  | 3号炉                |
| 休炉中       | 0.00 | 0.00 | mg/Nm <sup>3</sup> |
| ばいじん濃度    | ---  | 54   | 46 ppm             |
| 窒素酸化物濃度   | ---  | 6    | 4 ppm              |
| 硫黄酸化物濃度   | ---  | 26   | 12 ppm             |
| 塩化水素濃度    | ---  |      |                    |

図 2-9-1  
印西クリーンセンターモニタリングポスト

### 9-3 運転員等の作業環境への配慮

ごみ処理施設にはボイラ、圧力容器、発電機や粉じん・臭気の発生箇所、ごみ汚水槽など注意を要する設備、危険箇所がある。そのため、管理者、作業員は労働災害防止、安全教育について、深く理解し、労働災害防止に努めることが重要である。

ごみ処理施設内での労働災害を防止するため、安全衛生管理に関して法規制が定められており、その基本となるものとして、「労働安全衛生法」がある。労働安全衛生法には「労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。」と記載されている。

ごみ処理施設に関連する安全衛生関係の法令等を表2-9-1に示す。

表2-9-1 ごみ処理施設に関連する安全衛生関係

| 法律      | 政令                      | 省令等  |
|---------|-------------------------|--|
| 労働安全衛生法 | 労働安全衛生法施行令              | <ul style="list-style-type: none"><li>・労働安全衛生規則</li><li>・ボイラ及び圧力容器安全規則</li><li>・クレーン等安全規則</li><li>・有機溶剤中毒予防規則</li><li>・特定化学物質障害予防規則</li><li>・酸素欠乏症等予防規則</li><li>・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱</li><li>・事務所衛生基準規則</li></ul> |
| 電気事業法   | 電気事業法施行令                | <ul style="list-style-type: none"><li>・電気事業法施行規則</li><li>・電気設備に関する技術基準を定める省令</li><li>・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令</li></ul>  |
| 電気用品安全法 | 電気用品安全法施行令              | <ul style="list-style-type: none"><li>・電気用品安全法施行規則</li><li>・電気用品の技術上の基準を定める省令</li></ul>  |
| 消防法     | 消防法施行規則<br>危険物の規制に関する政令 | <ul style="list-style-type: none"><li>・消防法施行規則</li><li>・危険物の規制に関する規則</li></ul>   |

出典) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版をもとに作成

ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）では作業中の安全対策、作業環境対策が表 2-9-2、表 2-9-3 のように示されている。

表 2-9-2 作業中の安全対策

| 場所・設備                      | 安全対策  |
|----------------------------|---|
| 高所作業床                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な広さを確保</li> <li>・手すりの設置</li> <li>・安全帯、転落防止ネット用フック等の設置</li> </ul>                          |
| ピット・ホッパ内                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として常設のタラップは設けず、上端部に仮梯子や仮梯子取付け用のフック等を設置</li> <li>・安全帶用フック等の設置</li> </ul>                   |
| 酸素欠乏危険箇所<br>有害ガス発生危険場所     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ施錠し安全標識を設置</li> <li>・換気設備や可搬式通風装置等を設置できるマンホールの設置</li> <li>・出入口付近へ安全帶用フックの設置</li> </ul> |
| 燃焼ガス冷却設備<br>(水噴射冷却方式)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉そく時に安全に点検・解除できるような位置にのぞき窓、マンホールを設置</li> <li>・ドレン排出口から高温の飛灰や水蒸気が噴出するおそれのない構造とする。</li> </ul> |
| 焼却炉内部                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアーラインの出し入れ等が容易なマンホールの設置</li> </ul>   |
| 蒸気・高温水配管<br>高温水ポンプ         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火傷防止用断熱被覆の考慮</li> <li>・蒸気配管：労働安全衛生規則 275 条（構造、修理等）</li> </ul>                               |
| 高所部に点検・操作部分のある設備           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な大きさの作業用踏み台</li> </ul>  |
| ごみホッパ下部                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加熱される場合は冷却、断熱被覆を行う。</li> <li>・作業者が接触しにくい構造とする。</li> </ul>                                   |
| マンホール・シート<br>排ガスダクト等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部ライニング、断熱被覆等により外壁温度過昇防止を配慮</li> <li>・安全表示や色彩を施す。</li> </ul>                                |
| 焼却炉ののぞき窓等                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐熱ガラス付き構造の採用</li> </ul>   |
| 蒸気・高温の焼却残さ・薬品等を取り扱う<br>作業床 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常の場合避難することが容易なよう、2 方向に通じる通路を設ける。</li> </ul>  |
| ダストシート類                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉そくしにくい構造として設計する。</li> </ul>  |
| ダスト搬出装置                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却残さ飛散防止のため閉塞型構造とする。</li> </ul>   |
| 焼却残さ・溶融スラグ<br>冷却槽          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部へ水蒸気や焼却残さ、溶融スラグ等が噴出しない構造とする。</li> </ul>   |
| ごみホッパブリッジ解<br>除装置          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホッパシートの形状、ごみ質により適切な方式を採用する。</li> </ul>  |

出典) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版をもとに作成

表 2-9-3 作業環境対策

| 場所・設備                        | 作業環境対策                               |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 建屋内                          | ・散水設備、排水設備及び換気設備の設置                  |
| 居室類                          | ・空気調和設備の設置                           |
| ガス・粉じん・蒸気等を発生する場所            | ・遮へい設備または換気設備の設置                     |
| ほこりや粉じんの多い環境下<br>(焼却炉内での作業等) | ・身体の清浄のためにエアーシャワー設備を炉室の出入り口に設置       |
| 著しい振動を発生する機器類                | ・必要に応じ振動の伝ばを緩和させるための緩衝材または堅固な基礎を設ける。 |
| 著しい騒音を発生する機器類                | ・必要に応じ騒音の伝ばを緩和させるための隔壁、防音室を設ける。      |
| 著しい悪臭を発生する場所                 | ・必要に応じ換気設備あるいは脱臭設備の設置                |
| 著しく高温となる部分                   | ・断熱被覆または作業者が接触しにくい構造とする。             |
| 薬品等を取り扱う場所<br>ほこりや粉じんが多い場所   | ・必要に応じ洗浄設備、散水設備、排水設備及びがいや洗眼の設備等の設置   |

出典) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版をもとに作成

#### 9-4 情報公開

次期中間処理施設の工事期間及び運営・維持管理期間中における必要な情報については、徹底した情報公開により、地域の安全、安心の確保に努める。